



STANDARD  
TOKYO

2026年2月24日

各 位

会社名 株式会社セプテーニ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役 グループ社長執行役員 神 埜 雄 一  
(東証スタンダード コード番号 4 2 9 3)

## 役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において 2017 年度より導入（その後の継続を含みます。）している当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）および委任型執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2026 年 2 月 12 日公表の中期経営計画（FY2026～2028）の達成に向けたコミットメントを強めることを目的に、下記のとおり継続すること並びに社外取締役を本制度の対象に加える等、制度の一部改定を行うことを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度の一部改定に関する議案について、2026 年 3 月 25 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議いたします。

また、当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の委任型執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。当社の取締役および委任型執行役員並びに当社子会社の委任型執行役員を併せて、以下「業務執行取締役等」といいます。また、業務執行取締役等および社外取締役を併せて、以下「対象取締役等」といいます。）についても、本日開催の各対象子会社の臨時株主総会において、本制度の継続を行うことを決議いたしました。各対象子会社は、当社と同様、本制度の一部改定に関する議案について、2026 年 3 月開催予定の各対象子会社の定時株主総会（当社と各対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続および一部改定の背景について

- (1) 当社は、当社の取締役及び委任型執行役員を対象とした本制度について、2016 年 12 月 20 日開催の第 26 回定時株主総会及び 2022 年 12 月 21 日開催の第 32 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

なお、本制度においては、当社の取締役及び委任型執行役員に対する役員報酬及び当社子会社の委任型執行役員に対する役員報酬を一体的に管理しております。

今般、本制度が対象としておりました 3 事業年度（2023 年 12 月 31 日で終了する事業年度から 2025 年 12 月 31 日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。当社は、2026 年 5 月 31 日に満了を迎える設定済の役員報酬 B I P 信託の信託期間を 2029 年 5 月 31 日まで延長して本制度を継続することを予定しております。

中期経営計画（FY2026～2028）の公表と併せて、当社が身を置く業界において競争力を有する報酬水準を設定するとともに、企業価値向上へのコミットメントを強めるべく、役員報酬と中長期の業績連動の相関をさらに強める制度への改定として、信託金の上限額を引き上げることに加え、役位に応じて毎年付与する「基本ポイント」と役位および業績目標の達成度等に応じて付与する「業績連動ポイント」のなかの「基本ポイント」については新たに社外取締役を本制度の

対象に加える等いたしたく、本制度の内容の改定についてご承認をお願いするものであります。

- (2) 当社は、2023年7月に当時の指名諮問委員会を改組する形で、指名・報酬諮問委員会を立ち上げ、これまで役員の指名や報酬の決定に関するプロセスおよびその議論・検討の透明性や公平性の確保に努めてまいりました。さらに、2024年3月の経営体制移行後、この2年にわたって中長期で目指したい姿の打ち出しやその実現を目指すための経営体制・事業構造の変革を進めるとともに、中長期で社会から必要とされる企業体を目指すための経営方針・事業戦略について、経営陣で議論を重ね、2026年2月12日に2030年に向けたマイルストーンとしての中期経営計画（FY2026～2028）の公表に至りました。

今回の本制度の改定はこの計画の達成に向けて、マネジメントのコミットメントを強めることが企図されたものです。

- (3) 今回の改定における主な変更点とポイントは以下の通りです。

①業務執行取締役等においては、今回の改定により受け取る報酬全体に占める基本報酬（現金報酬）の比率が下がり、長期インセンティブとしての株式報酬の比率が高まることとなります。加えて、株式報酬における内訳としても毎年付与する「基本ポイント」よりも業績目標の達成度等に応じて付与する「業績連動ポイント」の比率が格段に高い設計としており、中期経営計画の定量目標等よりもさらに高い業績達成に向けた動機付けに十分資する内容であると考えます。

②業績連動部分の交付にかかる目標設定については、業績との連動をより高めるとともに、開示済みの中期経営計画の定量目標等よりもさらに高い水準の範囲でも設定し、この実現のためのより強いコミットメントの遂行を目指すことで、株主利益を重視する経営意識をより強く醸成しながら、中長期的な株主価値との連動性を高める内容としております。

③中期経営計画の基本方針の1つにガバナンス強化を掲げております。その施策の一環として、当社取締役会の過半を占める社外取締役に対しても、株式報酬を付与する変更とすることで、少数株主保護や客観的な経営提言等の役割を担う社外取締役について株主とのセイムポート（利害共有）性、ならびに取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

## 2. 本制度の継続について

- (1) 対象会社は、対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と当社グループの中長期的な業績および株主価値との連動性をより明確にし、当該報酬が中長期的な業績向上と企業価値増大への健全なインセンティブとして機能することを目的として、下記2. のとおり一部改定の上、本制度の継続を決議しました。
- (2) 本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。B I P信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託が取得した当社株式を業績達成度等に応じて、交付するものです。
- (4) 当社は、2026年5月31日に満了を迎える設定済のB I P信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を2029年5月31日まで延長することにより、本制度を2026年12月31日で終了する事業年度から2028年12月31日まで終了する事業年度まで継続します。また、2026年5月31日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継します。
- (※) 当社の取締役の報酬は「月例報酬」および「株式報酬」、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については「月例報酬」により構成されておりますが、本株主総会で本制度

の一部改定に関する議案が承認可決されることにより、当社の取締役の報酬は、「月例報酬」および「株式報酬（固定・業績連動）」、社外取締役の報酬については「月例報酬」および「株式報酬（固定）」により構成されることとなります。

### 3. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、本制度のうち以下の点を改定いたします。

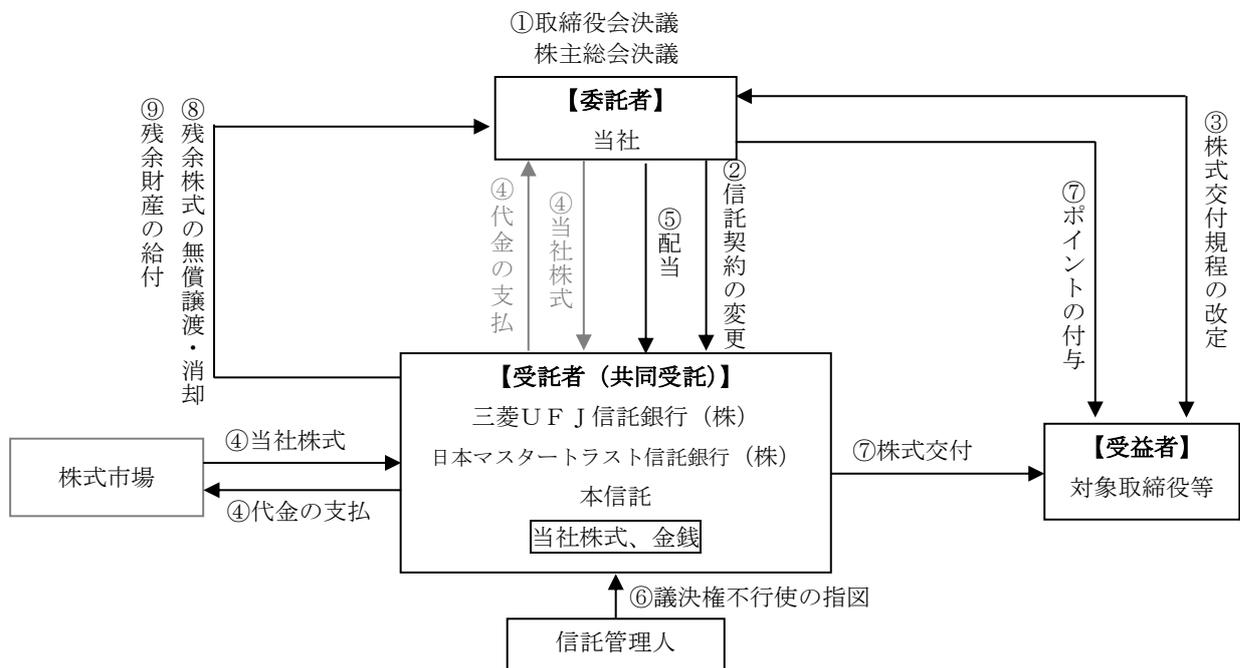
#### 本制度の一部改定事項

項目	改定前	改定後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役（<u>社外取締役および国内非居住者を除く</u>）</li> <li>当社執行役員（国内非居住者を除く）</li> <li>対象子会社の執行役員（国内非居住者を除く）</li> </ul>	<p><b>【固定部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役（<u>社外取締役を含み国内非居住者は除く</u>）</li> <li>当社<u>委任型</u>執行役員（国内非居住者を除く）</li> <li>対象子会社の<u>委任型</u>執行役員（国内非居住者を除く）</li> </ul> <p><b>【業績連動部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役（<u>社外取締役および国内非居住者を除く</u>）</li> <li>当社<u>委任型</u>執行役員（国内非居住者を除く。）</li> <li>対象子会社の委任型執行役員（国内非居住者を除く。）</li> </ul>
本信託に対する信託金の上限および付与するポイント総数の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託金の上限は<u>7億円</u></li> <li>ポイント総数の上限は3事業年度あたり<u>280万ポイント（280万株相当）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託金の上限は<u>2,469百万円</u> （内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円）</li> <li>ポイント総数の上限は3事業年度あたり<u>687万ポイント（687万株相当）</u>（内訳：業務執行取締役等分678万ポイント、社外取締役分9万ポイント）</li> </ul>
当社株式の交付の株式数算定方法	役位および業績目標の達成度に応じて毎年付与する「 <u>基本ポイント</u> 」と対象期間終了時に <u>中期経営方針</u> における業績目標の <u>達成時のみ</u> 付与する「 <u>加算ポイント</u> 」で構成	<p><b>【固定部分】</b> 役位に応じて毎年付与する「<u>基本ポイント</u>」で構成</p> <p><b>【業績連動部分】</b> 役位及び業績目標の達成度に応じて対象期間終了時に、<u>対象期間中</u>における業績目標の<u>達成度</u>等に応じて付与する「<u>業績連動ポイント</u>」で構成</p>
	業績評価タイミングは <u>毎事業年度</u> および <u>対象期間終了時</u>	<b>【業績連動部分】</b> 業績評価タイミングは <u>対象期間終了時</u>
	業績連動指標は <u>中期経営方針</u> で掲げる指標（ <u>連結 Non-GAAP 営業利益等</u> ）を採用	<b>【業績連動部分】</b> 業績連動指標は <u>中長期の経営計画</u> をもとに、 <u>利益指標や収益性指標等</u> （ <u>連結 Non-GAAP 営業利益、連結親会社の所有者に帰属する当期利益、連結 ROE 等を想定</u> ）を採用

当社株式の交付の方法および時期	累積したポイントの50%に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式については換価処分金相当額の給付を受ける	換価処分は行わない
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・累積したポイントは原則対象期間終了時に当該ポイントに相当する数の当社株式を交付</li> <li>・ただし、対象期間終了前に退任した場合は退任時に当該ポイントに相当する数の当社株式を交付</li> </ul>	<p><b>【固定部分】</b> 基本ポイントに相当する数の当社株式を毎年交付</p> <p><b>【業績連動部分】</b> 業績連動ポイントに相当する数の当社株式を対象期間終了後に交付</p> <p>※ただし、固定部分および業績連動部分ともに、当社株式の交付後、退任時まで譲渡制限を付す。</p>

改定前の本制度からの移行措置として、改定前の本制度に基づき付与されたポイント(すなわち業務執行取締役等の退任後に当該ポイントに相当する当社株式の交付を予定していたポイント)については、本株主総会において承認を得ることを条件として、本株主総会の終了後の一定の時期に、速やかに当該ポイントに相当する当社株式を交付した上で、退任時までの譲渡制限を付すものとします。

#### 4. 本制度の内容 (改定後)



- ① 当社は、取締役会において、本制度の継続に関する決議をいたしました。また、対象子会社は、対象子会社ごとに、臨時株主総会において、本制度の継続に関する決議をいたしました。対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社の委任型執行役員に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は、信託契約の変更の合意に基づき、

本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長いたします。

- ③対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、②で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社（自己株式の処分）から取得（今回の本制度継続時は、株式市場より取得）します。本信託が取得する株式数は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、固定部分については、役位に応じて、毎年、対象取締役等に一定のポイントが付与され、当該ポイント数に応じた当社株式の交付を行います。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、対象期間中における業績目標の達成度に応じて、業務執行取締役等にポイントが付与され、当該ポイント数に応じて当社株式について交付を行います。なお、本制度に基づいて交付した当社株式については、対象取締役等の退任時まで譲渡制限を付します。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※ 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（対象子会社は当社を通じて）本株主総会でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

#### （1）本制度の概要

本制度は、2026年12月末日で終了する事業年度から2028年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）（※）を対象として、役位および業績の目標達成度等に応じて、役員報酬として当社株式の交付を行う制度となります。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（3）第2段落に定める。）には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### （2）本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、受益者確定手続きまでに付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けます。受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ ポイントが決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

### (3) 信託期間

2026年5月から2029年5月（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3年間）と同一期間だけ延長することがあります。その場合、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の委任型執行役員に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し（当社が追加拠出する金銭と対象子会社が追加拠出する金銭の合計は本株主総会で承認を受けた信託金の上限額の範囲内とします。）、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭があるときは、当該残存する株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

### (4) 対象取締役等に交付が行われる当社株式の数

本制度を通じて対象取締役等に交付される当社株式の数は、制度対象者に付与されるポイント数に応じて決定されます。

信託期間中の毎年12月末日に対象取締役等として在任する者に対して、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）における役位に応じて、対象会社ごとに、基本ポイントが付与されます。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、最終事業年度中の12月末日に在任している業務執行取締役等に対して、対象期間中における業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、業績連動ポイントが付与されます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社はその増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付が行われる当社株式等の数を調整します。

### (5) 本信託に拠出する信託金の上限および付与ポイントの上限

信託期間内に当社および対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額は合計2,469百万円（内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円）（※）といたします。

（※）信託金の上限金額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

対象取締役等に付与されるポイントの総数の上限は、3事業年度あたり687万ポイント（内訳：業務執行取締役等分78万ポイント、社外取締役分9万ポイント）となります。かかる決議がなされた場合、対象取締役等が本信託から交付等を受けることができる株式数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）の上限は、対象期間ごとのポイントの上限に相当する株式数（687万株）となります。

### (6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（5）の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(7) 対象取締役等に対する株式等の交付等の方法および時期

①固定部分

上記(2)の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として基本ポイントを付与された後の一定の時期に、当該基本ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

②業績連動部分

上記(2)の受益者要件を満たした業務執行取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として業績連動ポイントを付与された後の一定の時期に、当該業績連動ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

③譲渡制限契約の締結

上記①②の当社株式の交付にあたって、原則として、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約を締結するものとします。

- (a) 対象取締役等は、当社株式の交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (b) 対象取締役等の退任時に譲渡制限が解除されること
- (c) 譲渡制限期間中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該対象取締役等に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること

なお、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理される予定です。

(8) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(9) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に剰余が生じた場合には、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(10) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時(上記(3)第2段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時)に剰余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                  |
| ②信託の目的   | 対象取締役等に対するインセンティブの付与                                       |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                |
| ⑤受益者     | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者                                   |
| ⑦信託契約日   | 2017年5月10日   |
| ⑧信託の期間   | 2017年5月10日～2026年5月末日（変更前）<br>2017年5月10日～2029年5月末日（予定）（変更後） |
| ⑨議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑪信託金の上限額 | 2,469百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）                              |
| ⑫株式の取得時期 | 2026年5月19日～2026年7月31日（予定）                                  |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場より取得   |
| ⑭帰属権利者   | 当社   |
| ⑮残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。     |

以 上

■本件に関するお問合せ先

CEOオフィス コーポレートコミュニケーション部 IR・SR課

E-mail: ir@septeni-holdings.co.jp